

[事案 2023-14] 解約経緯等説明請求

・令和 5 年 4 月 18 日 不受理決定

<事案の概要>

昭和 58 年 12 月に父が契約した養老保険について、保険料の払い込みがなかったことから平成 29 年 12 月に解約されたが、解約の意思はなかったにもかかわらず解約となった経緯等について、保険会社に説明を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社に対して、具体的な説明の内容を定めて説明することを求める手続はないことから、申立てを不受理とした。